

# 近世土佐国安芸土居の修補と維持管理について

～「五藤家文書」を中心に～

福永素久

## はじめに

安芸土居（高知県安芸市）は土佐一国を領した山内家が定め、領内に置いた土居制度の一つとして明治まで機能していた。つまり土佐藩において実質的な高知城の「支城」になる。

江戸時代、幕府によって定められた武家諸法度の中には城郭の管理規定があった。これにより、諸国の大名は居城を修復する度に絵図等を差し出し公儀の許諾が必要になった。そして、公儀から出された「奉書」によって修復のゴーサインが出ていたことは言うまでもない。また、元和元年(1615)に出された一国一城令がでた後、大名の持ち城は居城に限られ領内にあった支城は廃城となった。一方で、中には支城を持つことが「公認」された事例もある（仙台藩・要害制、徳島藩・洲本城、熊本藩・八代城・薩摩藩・外城制度など）。そこで安芸土居も含め土佐藩領内の土居も無論実質的な「支城」であるため、修復の際は公儀の許可が必要となっていた筈である。しかし実際の所、土居は元和元年の一国一城令以降公儀から黙認はされていても、城として「公認」はされていなかった。

土居以外の支城の修補に関する先行研究は、全国規模で支城の補修規定をデータ化された白峰旬氏や蜂須賀家（徳島藩）の洲本城を事例に幕府の職制を研究された藤井譲治氏、仙台藩の要害制度の修補を検討された太田秀春氏などが挙げられる<sup>(1)</sup>。これらの成果により、支城に関する修復規定は大名の居城の場合と比べて規制は緩く、ケースバイケースであった事が判っている。そして、主に公儀からの「奉書」を採り上げられている。しかし、それらの事例は幕府から公認された事例であり土佐藩の土居制度下では「奉書」が存在しない。

そこで土佐藩土居制度下の安芸土居の場合、どのような経過を踏んで修補が行われてきたか検討したい。もう一つ修補を通して土居がどのように維持管理されてきたのか。以上の2点から検証したい。そしてこの検討を通して一つの「お城」が現況（縄張り）に至るまでにどのように変化したのか、「お城」から情報を得て明らかにするものとする。

なお、今回検討する際に取り扱う「五藤家文書」（安芸市歴史民俗資料館収蔵）は土居付家老を勤めていた五藤家に伝来した文書群であり、五藤氏の財政・家臣・家政といった「家の記録」から法制・軍事など土佐藩政に関わる史料まで二万点と膨大である。その殆どが活字化されていないが、昭和58年（1983）に、安芸市教育委員会が史料目録を編纂した<sup>(2)</sup>。そこで筆者（福永）は史料目録の中から、土居普請・作事に関わる史料を抜き出し取り上げてみる事にした。史料番号について

は『五藤家文書目録』記載の番号に従い、(五藤-〇〇〇)と称することにする。

## 1、安芸城と安芸土居について

### (1) 土居制度について

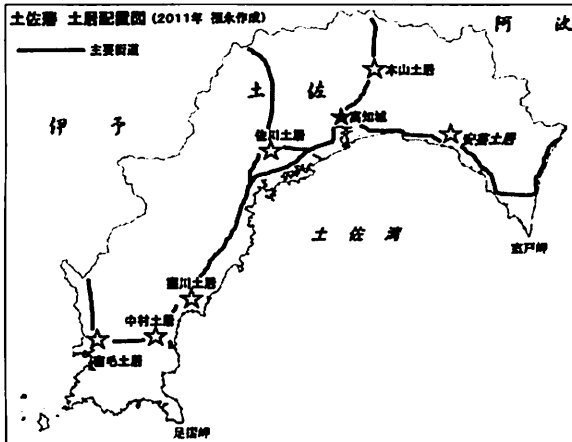


図1 土居配置図

土居制度の起源は、慶長5年（1600）の山内一豊の土佐入国まで遡る。戦国期以来、土佐には岡豊城（南国市）を本拠に長宗我部元親がいて、一時四国をほぼ統一したのは有名な話である。天正13年（1585）に羽柴秀吉による四国征討の後、土佐一国を安堵された。しかし関ヶ原の合戦で西軍についていた元親の子、長宗我部盛親の時に改易された。その後、遠州掛川より一豊が土佐一国を拝領され入国してきた。そこで、一豊は居城の高知城（高知県高知市）を中心に領内の要所（佐川・窪川・本山・宿毛・中村・安芸）に掛川以前からの重臣を配置した（図1）。これが土居制度につながる。元々「土居」という呼び方は、戦国期土佐において主に城館の呼称として使われていた。その証拠に「土居」と呼ばれる城館が無数にあったことは『長宗我部地検帳』からわかる<sup>(3)</sup>。しかし、元和元年（1615）の一国一城令により、土佐国内にあった支城は廃城となった。この際の破却の状況を窺える史料もいくつか残っている。ところが、一国一城令が出たといえども、支城主は城跡周辺に在住しており城跡近くに屋敷を構えた。これが土居制度である。また寛永4年（1627）に公儀隠密が、四国にある大名の居城の偵察を行っている<sup>(4)</sup>。その際中村土居（中村城・四万十市）も記録されている。高さ3間ほど、堀幅は7～8間ほどあり茅が生えていた、そして櫓門が建っていたと記されている。また、窪川土居も古写真・絵図等が残っており<sup>(5)</sup>、これらの資料を見る限り櫓門に白壁の塀とまさに「城」の体をしている。このように、一度は廃城になっても土居として再編され、かつての支城主も「土居付家老」として地域に残った。つまりは、実質的に支城として明治まで残ったことになる。

## (2) 安芸土居と安芸城の歴史

安芸土居の前身である安芸城は延慶 2 年 (1309) に、安芸氏が築城したと言われている。四国山地から南へ流れ太平洋 (土佐湾) へ注ぐ安芸川右岸の標高 39.5m の独立丘陵に築かれた城館である。戦国期を通して安芸氏の居城であった。また、城地から約 3 km 南にある安芸川河口付近には安喜浜村があった。その村は中世以来安芸庄の湊と木材の集積地としての機能を果たしていた。そこで安芸城は港湾機能をもった集落を睨む位置にあったと考えられる。なお築城する際、安芸親氏が付近の「安芸両川十四名百姓中」に築城の出役を求めている (「城普請定書」、安芸文書<sup>(6)</sup>)。

永禄 6 年 (1563) 頃に、安芸国虎が長宗我部方に馬の上城 (芸西村) を占領された事に対する報復を行った。中村城 (四万十市) の一条兼定の支援を受け、長宗我部方の居城である岡豊城 (南国市) を攻撃したが失敗した。逆に同 12 年 (1569) 長宗我部元親に攻められた。支隊が安芸城の背後北側の山間部を進み、本隊が正面の海側へ進み挟み撃ちに遭った。こうして国虎は城下郊外にある安芸氏菩提寺の浄貞寺<sup>じやうていじ</sup>で自刃し安芸氏は滅亡した。一方で子の千寿丸は阿波へ逃れ安芸飛驒守弘恒と名を変えた。その後阿波国守護の三好長治家臣矢野備後守を経て、板西城 (徳島県板野町) の赤沢信濃守に仕えたとされていた<sup>(7)</sup>。陥落後安芸城には元親弟・香宗我部親泰が入城し、阿波侵攻の拠点となった。阿波への侵攻後親泰は海部城 (徳島県海陽町)・牛岐城 (徳島県阿南市) へ転出した。安芸には、元親次男盛親や家臣岩神新右衛門が入ってくる。ところが、慶長 5 年 (1600) の関ヶ原の戦いで、西軍についた長宗我部盛親が改易されると、代わりに山内一豊が遠江掛川より土佐へ入国してきた。そして安芸城には家臣五藤為重が 3000 石で入城した。

安芸は他の土居と同様、元和元年に出された一国一城令により破却された。しかし他の支城主は「土居」を設け居住したように、安芸も「土居」として残り土居付家老を置き城地に安芸郡奉行が置かれた。嘉永 6 年 (1853) に郡奉行が田野村 (現・田野町) に移転するも、五藤家屋敷は土居に残り明治に至っている。現在周囲は近世期に形成された土居廓中 (かちゅう) と呼ばれる武家屋敷集落が残っている。

現況として山上部 (詰の段) は良好に遺構が残っている。麓の居館部分は土塁と石垣で囲まれた枡形虎口があり、内部は安芸市立歴史民俗資料館 (以下、資料館) と市立書道美術館がある。また周囲には「木戸」「土居」などの城郭関連の地名が良好に残っている。一方で昭和 62 年 (1987) 資料館を建設する際に発掘調査が行われ、後に詳細に検証する絵図に加え屋敷の実態が明らかになっている。

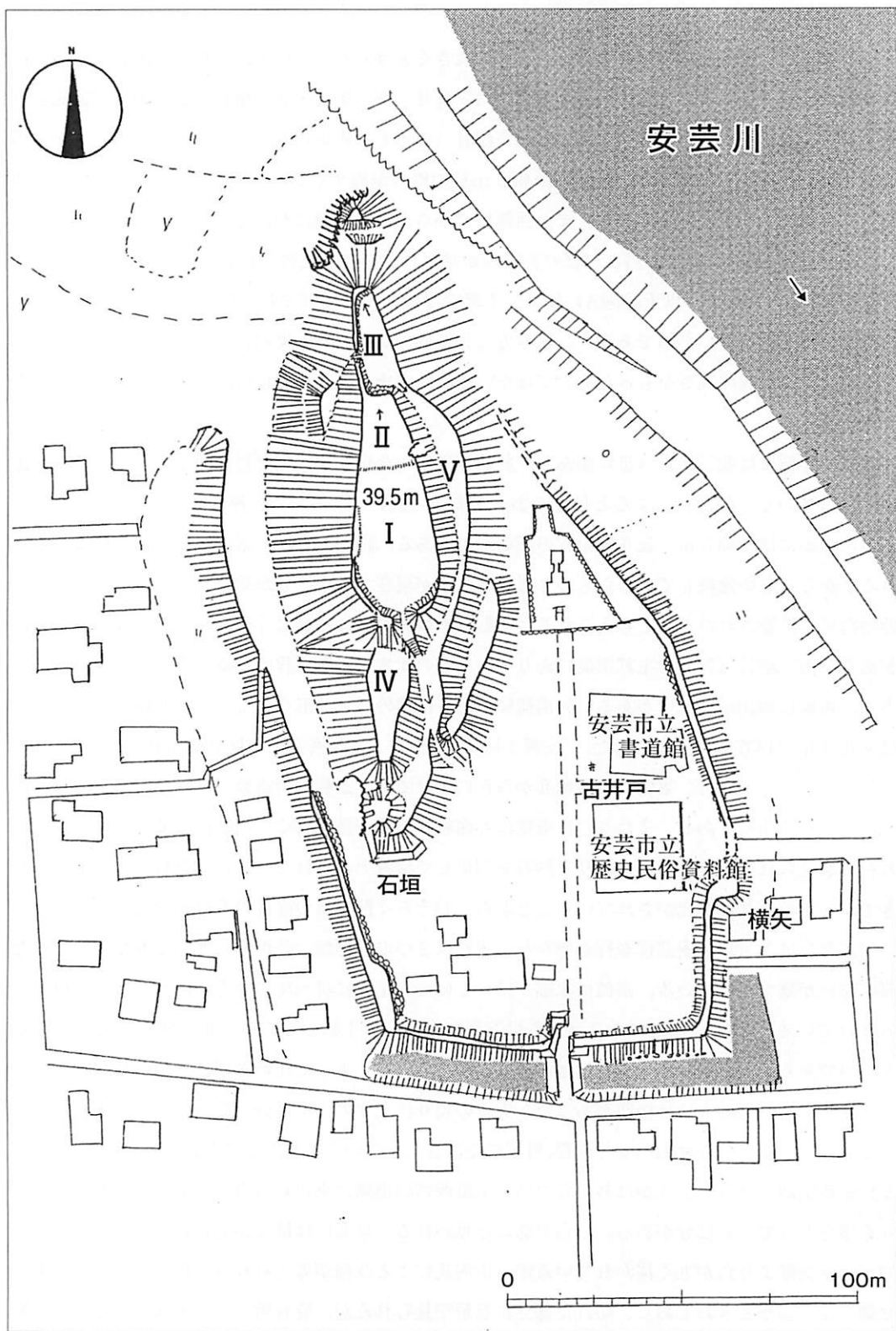
安芸城・安芸土居に関する代表的な先行研究としては、『日本城郭大系』の他『安芸市史』や土居村 (当時) が編纂した『土居村史稿』等がある<sup>(8)</sup>。しかし『安芸市史』においては、初出である雑誌等に掲載されていた論文を転載した形であり、城や土居自体詳しい考察はされていなかった。発掘調査での報告書として刊行された『五藤家屋敷跡』は、発掘調査の成果の他に絵図や文献史料の紹介と先行研究の中に於いて非常に有益な情報をもたらしてくれている<sup>(9)</sup>。また戦国期安芸城下町に関しては、『土居村史稿』や歴史地理学の視点として宮本雅之・吉田伸之両氏が編集された『図説 日本都市史』においても言及されている<sup>(10)</sup>。

### （3）縄張り構造について（図2）

安芸城は山上部（詰の段）と居館部の2つに大きく分けられる。山上部は東西100m×南北185mの範囲に広がっている。主郭である上壇と、南二壇目・南三壇目・北二壇目・北三壇目で構成されいずれも南北に細長い。主郭（Ⅰ）は、北二壇目（Ⅱ）も含め東西26m×南北70mある（ⅠとⅡの比高差は40cm程）。南側には、高さ1m・幅5m程の櫓台が両サイドある虎口があり、南二壇目（曲輪Ⅳ）へ、スロープが延びている。また西側櫓台から、主郭西側にかけて高さ1m程の土塁が延びている。曲輪Ⅱ北側には高さ70cm程の石積みが見られる。17世紀後半期に作成された『安喜土居構之図』（五藤家文書、以下絵図A）には、主郭全体に石積みで囲まれているように表記されているので全体を囲っていたのであろう。積み方としては、織豊期や近世期に見られるような石垣ではなく、またそれ程の高さをもったものではないため山内氏が入国する以前からあったものと考えられる。

曲輪Ⅱ北側には北三壇目（Ⅲ）があり、曲輪西側から北側にかけて土塁が囲っている。土塁は途中で切れている。絵図Aによると付近に小道が麓から続いているため、搦手だったかもしれない。さらに北側には、幅8m・長さ11m程の堀切が1条ある。絵図Aでは「堀切」として2条描かれている事から、2条連続してあったものと考えられるが現在では1条しか見当たらない。おそらく後世の開発で破壊されたものと考えられる。曲輪Ⅲの西側斜面には後に「御花畠」と呼ばれる腰曲輪がある。南二壇目（Ⅳ）は主郭南側にあり、主郭との比高差は7m程である。東西11m×南北31mあり、南側に幅10mの堀切がある。の南側には幅6m程の逆三角形をした小さい曲輪がある。これは文化4年（1807）に作成された、『安喜土居内外細図』（五藤家文書、以下絵図B）には「丸山」として表記されている。東側には曲輪ⅡからⅣにかけて幅4m程の帯曲輪（Ⅴ）があり、南三壇目と比定される曲輪である。またさらに東側にも曲輪状の段が見られる。山上部南麓には高さ3m程の石垣が見られる。野面積みであり自然石を利用して積み上げられている。また石垣1つ1つの大きさが一定であり規格化がされていることから、おそらく関ヶ原の直後のものと考えられる。

居館部分は近世以降安芸郡奉行が置かれ、現在は2つの博物館と美術館、そして五藤家を祀った藤崎神社が建てられている。南側に水堀が残っていて、正面に枳形虎口があり両サイドは石垣が配置されている。幅は、3.5mであり堀からは石垣で囲まれた土橋から入り、東へ屈折して進入する内枳形である。虎口両サイドの石垣は谷積みになっている。よって江戸後期に改修されたと考えられる。また石垣の上には櫓門があった。虎口の周りは北側の山上部分を除いて三方を土塁で囲まれている。土塁の高さは内側で3m程、外堀側では5mくらいある。内側にも石積みがみられるが、これが戦国期に遡るかどうかはわからない。土塁西側の南隅に東西6m南北20mの、周囲の土塁よりも幅をとっている部分がある。櫓台であると思われる。東側には横矢が見られる。絵図では横矢の部分が実際より角が丸く描かれているが、山内氏による改修が考えられる。横矢がかかったすぐ北側には土塁がとぎれており、切れた部分に石垣が見られるが、資料館への車両進入口として破壊されたものである。藤崎神社がある段には、玉石が積まれているが「絵図」では「脇壇」として書



第 2 図 安芸土居縄張り図 (2010 年 4 月 福永調査)

かれているもの、神社や石垣は見られない。西側の畑には堀跡が良好に残っている。「絵図」によると、山上部から西側へ尾根が延びており（現在は消滅）、当時は尾根の麓まで延びていたと考えられる。また、城内には永禄12年に長宗我部元親による安芸城攻めの際、安芸氏側にいた長宗我部氏方の内通者が毒を入れたとする井戸が伝わっている。

#### （４）絵図での検討

安芸城に関しての代表的な絵図は2点ある（図3）。（2）において「絵図」として紹介した近世前期に作成された「安喜土居構之図」（絵図A、サイズ：縦1,225mm×横1,360mm）と、文化4年（1807）に作成された「安喜土居内外細図」（絵図B、サイズ：縦1210mm×横2,090mm）である。2つとも現在は資料館が所蔵している。この2つの絵図から比較し検討したい。絵図Aによると、山城部分の様子が詳細に記されている。

図では

- ・上壇（曲輪Ⅰ） 東西13間（約23.4m）南北20間（約36m）
- ・北二壇目（曲輪Ⅱ） 東西12間半（約21.6m）
- ・北三壇目（曲輪Ⅲ） 南北13間（約23.4m）
- ・南二壇目（曲輪Ⅳ） 南北14間半（約26.1m）東西9間半（約17.1m）

と表記しており、斜面西側には脇壇として曲輪があったことが窺われる（現在は消滅）。ところが、後に作成された絵図Bでは曲輪Ⅱが消滅しており、本壇として曲輪Ⅰと一緒に描かれている。実際の現況では曲輪ⅠとⅡとの比高差が1m未満であることから、区分せず一緒に表記されたものと考えられる。一方で絵図Aでは、曲輪の間に石積みが表記されていることから、当初は明瞭に区分してあって後に（破却か？）崩した可能性もある。また麓居館部分は絵図Aでは大手に櫓門が描かれているのに対し、絵図Bでは平門として描かれている。

また絵図Aと絵図Bとの比較で、山城部分周囲の変化も見られた。絵図Aでは安芸川が城山北端まで流れていたが、絵図Bでは流れがさらに北上している。旧河道跡は「城ノ測」として記入している。一方で「城ノ測」は永禄12年の安芸城陥落の際、城中にいた女郎達が身投げしたと伝承が残る「女郎が測」とも言われている。測は明治期に埋め立てられ現在は無い。城東側は絵図Aでは外堀と川の間は竹林となっていたが、絵図Bになると、河道の移動に伴い水田となっている。絵図Aが描かれた段階ではまだ土居郭中が未整備だったらしく、安芸城周辺は建物あまり描かれていない。当初は大手まで道が直進していたが、絵図Bでは鍵状に道が右（東）へ屈折して進入するコースをとっている。

一方で、麓大手の前方に馬出し状の区画が張り出しているのが<sup>(11)</sup>、絵図A Bともに描かれている（絵図中、円形部分）。絵図Aでは東西17間半（約31.5m）南北7間半（約13.5m）として記入しており、南側の東端に口を開いている。さらに南側と東側は石垣で囲まれている。現在は残っていないが今後地籍図との検討を要する。

安芸城の特徴の一つは、多くの石垣と石積みが残っている事である。つまりは①山上部分には山内氏土佐入国以前の石積み②山内氏入国直後による石垣③安芸土居時代による石垣（枡形部分・土塁の、3つに大きく分けることができるだろう。山上部分は、元和元年（1615）の一国一城令以降は使われなくなった。しかし絵図で検証したように、絵図Aが作成された時期から絵図Bが作成された間、そして現況から改変された形跡が見られる。つまりは決して放棄されたわけではなく、何らかの形で利用されていたと考えられる。だとすると、山上部分の石積みは戦国期に積まれたとしても近世以降、手が増えられていたのかもしれない。居館部分は後に、郡奉行と藩主が巡見した際の宿舎が置かれて以降、幾度となく虎口が改修されたてきた事が窺われる。

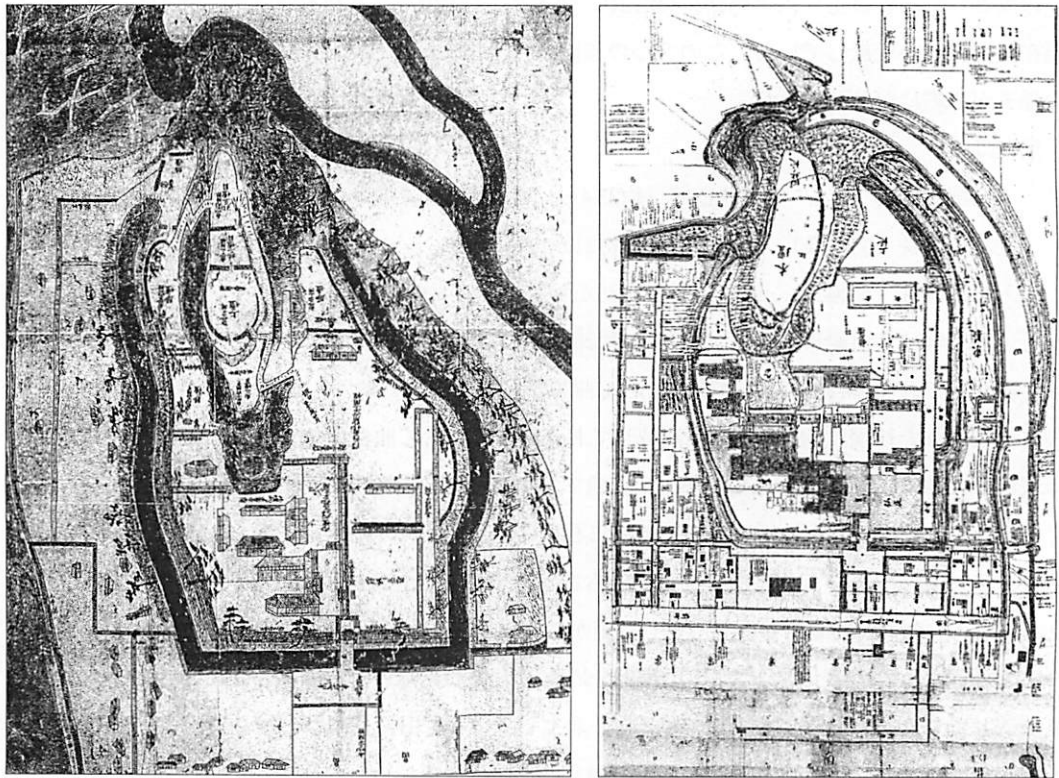


図3 『安喜土居構之図』(左)と『安喜土居内外細図』(右)

このように、戦国期から近世にかけて様々な変容を遂げた安芸城と安芸土居であるが「土居」になっても「城」の体をなしていたことが現況から窺われる。そこで、近世期、安芸土居はどのような修補を行い、維持管理をされてきたか「五藤家文書」から検討していきたい。

表 安芸土居修補・維持管理関連文書一覧

修補関連文書						
No.	日付	題目	差出人	宛	出典	備考
1	天和3.7.1	土居門東脇石垣崩其分離指置	五藤元範	山内信和・ 孕石元政・ 桐間幸卓	五藤-2302	案文
2	天和3.7.3	安喜洪水土居石垣破損其儘差置	山内信和・ 孕石元政・ 桐間幸卓	五藤元範	五藤-2304	
3	天和3.7.5	絵図・絵図差出書 土居石垣	五藤元範	山内信和・ 孕石元政・ 桐間幸卓	五藤-2303-1	
4	天和3.7.5	安喜土居破損箇所絵図			五藤-2303-2	
5	天和3.7.7	石垣取繕無用ニ候崩成ニ差置	五藤元範	山内信和・ 孕石元政・ 桐間幸卓	五藤-2305	
6	天和3.7.9	使を以申遣覚 安喜石垣崩応急措置付	孕石元政	朝比奈元孝	五藤-2306	
7	天和3.7.10	安喜土居石垣崩成其儘措置	五藤元範	山内信和・ 孕石元政・ 桐間幸卓	五藤-2307	
8	元禄16.10.6	安喜土居修覆願	五藤元範	山内倫氏・ 孕石元矩	五藤-2313	口上覚
9	元禄16.10.6	安喜土居修覆願ニ添紙面			五藤-2314	NO.9包紙
10	元禄16.10.15	添手紙 修覆被下に付山内蔵人添手紙	山内倫氏	五藤元範	五藤-2315	
11	元禄16.11.6	覚 安喜土居修覆願銀被下置紙面	五藤元範	山内倫氏	五藤-2316	
12	元禄16.11.7	土居修覆銀拝領礼状等	深尾若狭	五藤元範	五藤-2317	
13	元禄16.11.18	修覆銀受取様之口上書	五藤元範	山内倫氏	五藤-2318-1	
14	元禄16.11.18	修覆銀受取様之口上書 返書	山内倫氏	五藤元範	五藤-2318-2	
15	元禄16.11.18	口上覚修覆銀請取存寄	五藤元範	山内倫氏・ 孕石元矩	五藤-2319	口上覚
16	元禄16.11.20	修覆銀受取のこと 一度に受取等ニ付	山内倫氏	五藤元範	五藤-2320-1	
17	元禄16.11.20	No.17 返書	五藤元範	山内倫氏	五藤-2320-2	
18	元禄16.12.2	修覆銀受取のこと 一度に受取可仕旨	五藤元範	山内倫氏・ 孕石元矩	五藤-2322-1	案文
19	元禄16.12.6	No.19 返書	山内倫氏	五藤元範	五藤-2322-2	
20	元禄16.12.22	修覆銀頂戴礼状	山内倫氏・ 孕石元矩	五藤元範	五藤-2321-1	
21	元禄16.12.23	修覆銀頂戴礼状 返書	五藤元範	山内倫氏・ 孕石元矩	五藤-2321-2	

維持管理・その他						
No.	日付	題目	差出人	宛	出典	備考
22	享保5.10.25	安喜土居構之内間敷地坪覚			[五藤家屋敷跡]	
23	宝暦10.12.3	※城山并其近邊諸竹元伐等心得方之儀 書附写	小牧市兵衛ほか	田中幸作・ ※2西内十兵衛ほか	五藤-2327	※
24	天和3.9.17	土居屋敷破損修補公儀ニ不及			五藤-2308	写し
25	天保10.7.13	指出 土居修復用木材差明			五藤-2362	
26	未詳	土居櫓門修繕			五藤-2407	欠損多し
27	未詳	頭書 建築材・御土居普請等			五藤-2408	

出典：【土佐藩家老 五藤家文書目録】、安芸市教育委員会、1986年（数字は文書番号）・【五藤家屋敷跡】、安芸市教育委員会、1987年所収史料

※：宝暦13年2月23日追加 ※2：宝暦13年の追加分



## 2、安芸土居の修補について

### (1) 天和 3 年 (1683) の修補について

#### ① 7 月 1 日～3 日

天和 3 年 6 月 26 日、大雨による洪水に伴い土居大手口東側の石垣が崩れた。そこで当時土居付家老だった五藤元範は、高知にいた月番中老の<sup>はらみし</sup>孕石元政・山内信和・桐間幸卓に 7 月 1 日付けの書状を以て、修補と崩れた石垣の撤去と修補の際幕府への許諾が必要か問い合わせをした<sup>(12)</sup>。なおこの書状は案文のみ残っているが、史料自体内容は提出した清書と同じ内容であったと 7 月 3 日以降のやりとりから窺えられる。

#### 【史料 1】

~~筆啓上仕候~~ 覚 豊昌様汪

一、當所土居門東脇塀下廻之石垣高九尺余、根元九尺此内折廻ノ片面幅七尺又片面五尺高計上  
半分崩レ申候、其外古城山四五ヶ所之処崩レ候、右石垣之修<sup>(補)</sup>ホ等難指置所ニ而御座候、  
夫石出も取退夫申候、右為被差出、公儀江渡候、恐惶謹言、

(天和 3 年)  
七月朔日

(山内信和) (孕石元政) (桐間幸卓)  
彦作との 小右衛門との 兵庫との

そこで孕石たちは元範に対し 7 月 3 日付けの書状において、①崩れた箇所を表した絵図を差し出すこと②被害の様子を大横目 (大監察) に見分させるという返答を出している<sup>(13)</sup>。一方この書状の中で「安喜土居者江戸も相聞候」とあるので、幕府側も土居を認識していたと。そしてこの絵図は最終的には、幕府へ提出する事が前提となっていたと思われる。

#### ② 7 月 5 日～9 日

元範は使者を高知へ送り、7 月 5 日に中老の 3 人へ絵図を提出した (図 4)<sup>(14)</sup>。絵図には破損した箇所は黒く塗られどの範囲で崩壊したか図上に記されている。さらに、7 月 1 日に書いた範囲よりもさらに細かく崩れた箇所について明記されている。

絵図の端裏書には、

#### 【史料 2】

(ママ)  
安喜御土居石垣破損之繪圖、御所江上存候、引出条者私相調申候者、以何請御所御差渡御扣無相違段、為含此御扣と御所へ戻候、御繪圖者裏引合<sup>(孕石元政)</sup>小右衛門殿割印押申所無相違御座候、以上、  
(割印) 馬場源右衛門 (印判)

【史料 2】<sup>(15)</sup> 中の「御所」とは幕府の事であるから、最終的には幕府まで届いたと思われる。そしてこの絵図には、控えが用意されていたことが窺われる。馬場源右衛門は、絵図が入った包紙によると、「馬場源右衛門ト申者ハ、孕石元政御用方罷出役候」とある。その事から、絵図は控えも含め少なくとも 2 部はあり、2 部とも提出し源右衛門が押した割印の絵図は返ってきた。もう一枚

の元政が割印を押した絵図は藩庁（最終的には藩主）へ提出された。

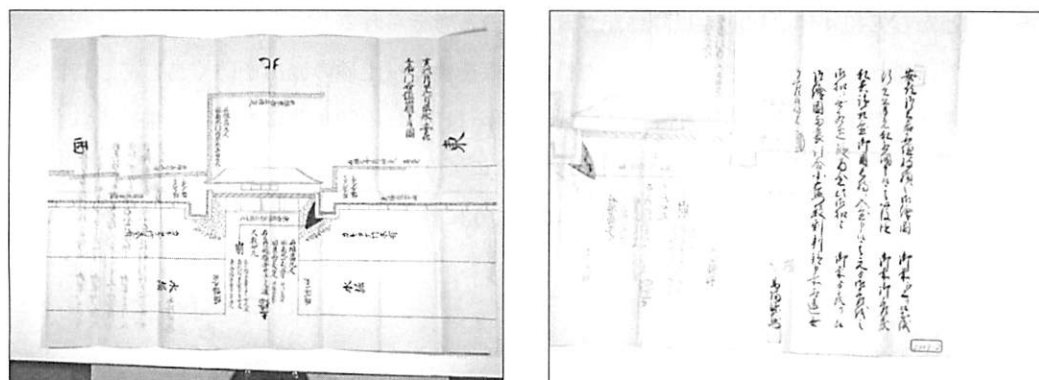


図4 天和3年の修補の際に提出された絵図（左）と端裏書（右）

提出し割印がされた絵図は、五藤家側の使者によって近習御用役（藩主の側近）の朝比奈右京元孝へ提出された。この時元孝は幕府に修補の事を伺うかどうかの問い合わせに対し、「公<sup>(ママ)</sup>義江知レ申土居門脇之儀、繕難被仰付思召候然共、是式之儀と態御伺被成候段、御通置ニ思召候、重而御廊も可遣申候間、石垣取繕無用ニ候其儘戻候、崩成ニ可被差置候、平地江戻候、石者取除尤ニ候」と7月9日の書状で孕石元政に述べた<sup>(16)</sup>。つまりは、「①幕府への許諾は、特段に必要ないが「是式」といっても話は通しても越したことはない。②石垣は積み直す必要はない。壊れた部分は、積まず崩れた石は取り除いてよかった。」と返答している。これに対し五藤家側はこれを了承し、崩れた箇所は石垣を積み直さない事にした。一方で崩れた箇所は、元政が「塀之右倉庫石垣崩口迄致板敷」と、崩れた箇所を板を敷いて応急措置を指示した事が朝比奈元孝に送った7月7日付の書状で窺われる<sup>(17)</sup>。

### ③7月10日以降

では、その後どうなったのであろうか。江戸留守居役だった土屋相模守御用人麻田十郎右衛門が残した記録がある<sup>(18)</sup>。この記録によると、結局幕府の許可は不要だったようである。

「於江戸御呼合被仰付御右ニ而、右之繪圖物御持被遣候、御留守居共詮儀仕処、去夏於江戸孕石主水・福岡宮内申呼詮儀仕候得共、修補不相知ニ付、御城繪圖阿部<sup>(阿部正武)</sup>豊後守様へ御伺被成候節、右御用人石山加右衛門・高島改右衛門出合、土居屋敷修復之儀相尋候処、左様之儀置之申可共、聡不相知候、」とあることから、絵図と伺書は江戸へ送られた。一方で、留守居役であった孕石と福岡は、土居の修復が必要だとは、「修補不相知ニ付」とあるように、周知していなかったようである。そこで、公儀側の老中阿部正武（安芸福山藩）へ土佐藩よりその件に関して伺いがあったか尋ねたところ、阿部家家臣石山と高島を介しての返答は、伺いがあった事は知らなかったようである。ここで、土佐藩側では「土居」の修補には、許諾が必要である事は公儀は知っていると思っていた。しかし実際修補に幕府の許諾が必要なことは、公儀どころか土佐藩江戸屋敷の間も知らなかった。こうした本藩側と公儀も含め江戸詰側との「土居」をめぐる認識にズレがあり、興味深い。そこで篠原改右衛門が土佐に入り「御覧土居屋敷破損」を行い、書面を以て江戸にいる土屋相模守なる人

物と相談した結果、幕府に届け出る必要はないと判断したのであろう。なおこの記録には、「去夏」とあることから天和 4 年 (1684) 以降に記されたものと考えられる。

こうして、崩れた石垣は撤去され、崩れた箇所は板を敷く (土砂の流出を防ぐ為) 応急措置を施した。この状態が、少なくとも天和 3 年から元禄 16 年 (1703) の 20 年間にも渡って維持され (あるいは放置され?) てきたと推測される。但しこの洪水により城山の一部分が崩れたとあるが(【史料 1】参照)、それがどの箇所でありその後の処置はどのように行ったのか史料から示されていない。

## (2) 元禄 16 年 (1703) の修補について

### ① 10 月 6 日～11 月 7 日

では、公儀への伺いが無用になった土居はその後どのような修補を行っていったのか。元禄 16 年 10 月 6 日、五藤元範が藩家老山内倫氏 (宿毛土居付家老) と孕石元矩に以下のような口上を行っている<sup>(19)</sup>。

#### 【史料 3】

口上覚

安喜土居<sup>(マ)</sup>之儀、祖父内蔵助時分<sup>(マ)</sup>支配仕参候処ニ、大溝毎年之破損大前ハ繕参候得共、私無力之体ニ難計就中四年以来彼是ニ付、修覆を怠割三四年相続領知不納義、修補儀段無御座此節ニ置別而難儀仕候、御國東筋一カ所之土居乃破壊候段、如何處於私達恐置於奉存候、御繁毎之時節誠恐入候得共、何<sup>(キ)</sup>とそ修覆相調候乃格ニ被仰付被下候度奉願候、可致格別被成所仰御座候、以上、

五藤<sup>(元範)</sup>外記

(花押)

<sup>(元禄16年)</sup>  
十月六日

山内<sup>(倫氏)</sup>蔵人殿

孕石<sup>(元矩)</sup>内蔵助殿

つまりは、修補を行いたい五藤家は「無力之体」なので自力に修補できないから、藩からの援助 (金銭面) を求めている。つまりそれ以前は、五藤家が自費を出して修補を行っていたと考えられる。ではなぜ藩に支援を求める事態になったのか。別史料の「添手紙 修覆被下に付山内蔵人添手紙」<sup>(20)</sup>では、①祖父内蔵助 (五藤為重) 以来他国より召し抱えた家来の扶持米②五藤家家臣とその陪臣の扶持米③高知へ出仕する際の人夫にかかる費用④馬の飼料代やその他雑役により、年間で 516 石以上負担しており元禄の段階で五藤家が経済的に疲弊をしていたことが考えられる。

今回の修補では、「大溝毎年之破損」とある事から堀の浚渫がメインだったと思われる。当時堀が「折廻近参ニ、淵平に難合」と、かなりの部分が土砂によって埋まっていたと窺われる。また、土居の門や櫓・塀、長屋が老朽化していたと思われる<sup>(21)</sup>。さらに、天和 3 年 (1683) に崩れた大

手東脇の石垣の積み直しもこの時行われたと考えられる。よってこの時点での修補は、石垣の積み直しと堀の浚渫、建物の建て替えと規模が大きかったと考えられる。

一方で、【史料3】の文中での「御國東筋一カ所之土居」と記されていることや、「添手紙修覆被下に付山内蔵人添手紙」には土居を「要害」と記されている。天和期では土居が屋敷と認識されていたと思われがちだったが、藩や五藤家側から見れば土居が軍事拠点として認識していた事になる。

【史料3】の口上が出た後、11月6日山内・孕石は、元範に対し銀30貫を遣わすことにした<sup>(22)</sup>。そこで、翌7日元範は礼を述べている<sup>(23)</sup>。

【史料4】

一筆啓上仕候、寒氣甚罷成候得共、

<sup>(山内豊房)</sup>太守様宜御機嫌好被成御座奉恐悦候然者、先日御借銀拵深御恩偶、<sup>(倫氏・元範)</sup>御兩人様ニ茂御座候間深重奉存候、<sup>(倫氏)</sup>乍恐私儀今夕蔵人殿宅ニ而被申渡候、<sup>(ママ)</sup>御意之趣者安喜土居修覆預銀子三十貫目被成下候、若此以後大破仕手ニ難叶時分者可申上候、可被加御書簡由被仰付候、是以誠難有仕合冥加至極恐悦安協仕候、御礼<sup>(等々)</sup>當貫宅被參上候得共當拵忠札候、恐惶謹言、

<sup>(元禄16年)</sup>十一月七日

<sup>(元範)</sup>五藤外記

<sup>(源若)</sup>源若狭様

史料中の源若狭とは、筆頭家老の深尾規重（佐川土居付家老）の事である。深尾家は当時藩内において発言力が最も強かった<sup>(24)</sup>。天和3年の修補では側近の朝比奈元政が関与していた。修復銀の拝領には藩主の判断があったと考えられるが、最終的には深尾の意向が強く動いたと窺われる。なお、元範は修復銀が拝領されたことがさほど嬉しかったようで、「是以誠難有仕合冥加至極恐悦安協仕候」と感謝している。11月18日、倫氏は修復銀を拝領することを決定した<sup>(25)</sup>。

②11月18日～11月20日

11月18日、倫氏は修復銀を拝領することを決定した。こうして、修復銀として銀30貫を借りることになったが、その後元範は以下のような口上を行った<sup>(26)</sup>。

【史料5】

口上覚

私儀<sup>(ママ)</sup>安喜土居修覆銀三拾貫目被成下、今後御不如意利付御借銀之時分難有仕合奉存知候、勿論他用ニ可取遣儀ニ而無御座候処、唯今暫深重仕候ニ及不申候、兼而各銀返申上候通近年修補を急候ニ付當然為造用拾貫目此度拝借仕、相残分八年々破捐ニ應拝領仕候、此旨御役人中江被仰付置被下由候様奉頼候、已上、

<sup>(元範)</sup>五藤外記

半判

<sup>(元禄16年)</sup>未

十一月十八日

山内蔵人殿<sup>(倫氏)</sup>  
孕石内蔵助殿<sup>(元矩)</sup>

つまりは、「近年修補を急候ニ付」と急いでいるから銀30貫目のうち10貫を先に借りたい。残りは破損に応じて順次借りていくことを求めている。そこで11月20日倫氏は元範に対し、「御口上書之趣、御尤存候」と返答している<sup>(27)</sup>。そこで元範は、借りた修復銀は修復以外には絶対に使わないと念を押して倫氏に礼を述べている<sup>(28)</sup>。

こうして、修復銀として銀30貫を借りる事を約束を交わした元範は、当初は10貫を前借りし残りは計画的に修補を行う際用いるはずだった。しかしその計画が頓挫してしまった。その直後土居屋敷に火事が起こったのだった。

### ③12月2日～23日

12月2日元範は山内倫氏に「御届處御類焼ニ付指扣」と述べ<sup>(29)</sup>、残り20貫を全て借りたい旨を伝えた。それに対し、12月2日倫氏は「此度御屋敷類焼其意尤ニ存候」と答え今後受け取る際にどのようにするかを書簡で渡すと共に、二度と火事が起こらないよう注意する旨を元範に求めた<sup>(30)</sup>。

12月22日、残りの修復銀が支払われたようである<sup>(31)</sup>。

#### 【史料6】

一筆致啓上候然処

太守様處宅之節、御機嫌好被成御座旨奉恐悦候然者、先此被下置候土居修復銀奉請取候、頂戴仕難有恐入候冥加至極奉存候、大破仕者以紙面申上候

十二月廿二日<sup>(元禄16年)</sup>

山内蔵人様<sup>(倫氏)</sup>  
孕石内蔵助様<sup>(元矩)</sup>

御中

最初修復銀を受領した際は筆頭家老の深尾に礼状を出しているのに対し、今回は倫氏と元矩に礼状を出している。よほど火事が予想外の展開であったのであろう。文中に、「頂戴仕難有恐入候冥加至極奉存候」と【史料4】の時のように大変感謝していた事が窺われる。翌23日に倫氏・元矩は五藤家側の使者を介して渡したことを確認した。こうして、元禄16年の修補が始まったのであった。

今回の修補では天和3年の修補の際に土居修補の際には公儀（幕府）に届けないと方針を出していたので、幕府へは届け出なかった。そのためか絵図が出てこなかった。途中火事が起こったため当初の計画通りには修補が行えなかったと思われるが、ある程度従来「有るべき姿」の土居に修補できたのであろう。

### (3) 木材の調達について

では、修補に必要な木材の調達はどのように行われたのか。天保10年（1839）7月13日に堀の浚

渫を行う際木材の調達を行った。その記録を見ていくことにする。

【史料7】

指出

安喜郡土居村溝之近ニ有右扣山地面之繕代真加米立之内、右壱両の八番迄夫々改出入

一、楠本木八本 本廻四尺五寸の幅式尺・長壱間六式間

右同山之ニ有壱両の三両迄、右同断

一、松本木三本 本廻八尺の八尺式寸・長四間六五間四寸

ノ

一、右木早速以土居修覆木仕成候、御届

一、代銀 百四拾兩 届払銀

一、伐仕成去七月の同十二日銀請取

右者、在来五藤<sup>(8代正保)</sup>主計 殿扣山ニ候處、土居修覆ニ相成候ニ付、被願出御差明被仰付此度木本へ御木原入御引渡御假配之上仕成取致被候付、仕成申御山切手之表堅相守候、以上、

天保十寅年 右御屋家内

七月十三日 御役人各判

御山方役人所

右之通私共立合御引渡之上御制度被仰付一同奉畏候、依而触出如件、

同日

土居村庄屋

小川慶右衛門

同村百姓

文右衛門

この史料<sup>(32)</sup>は御山方（土佐藩山奉行）へ提出した差明書の写しと考えられる。史料中に「届払銀」「銀請取」とあるので、おそらくこの段階で藩より修復銀を借りていたと思われる。木材は五藤氏所有の扣山（私有林）から切り出された。この事から木材が藩直営の御留山の山林から切り出されていない事が窺われる。切り出された木材は、切り出しに立ち会った土居のある土居村庄屋小川慶右衛門と百姓文右衛門に引き渡された。切り出しにかかった費用は、借りてた140両の中から1本につき1両から3両を土居村に支払われた事が窺われる。

おそらく、修復銀を支払った際に報告する方法は天和3年（1683）や元禄16年（1703）の修補で用いられたと思われる。しかし、天保元年（1829）に修補を行った際幕府へ絵図を提出した事から<sup>(33)</sup>、修復銀を支払う際の手続きがこの段階で明確になったと思われる。

### 3、安芸土居の維持管理について

#### (1) 竹林から見る維持管理

以上のように、土居修補には様々な人々が関わったことが窺われたが、普段はどのように維持管理されてきたか。ここで、宝暦10年(1760)に作成された「城山并其近邊諸竹元伐等心得方之儀 惣役々書方役江添渡書附写」(以下、「心得書」)なる史料がある<sup>(34)</sup>。この史料は宝暦10年12月17日に中村幸作なる人物に宛てた書状の写しで、宝暦13年(1763)に追加された。宝暦13年の分は杉本太六と西内新助に2月23日付に宛てた書状の写しである。いずれも発給人は五藤家陪臣の大谷紋太夫・五藤浦右衛門・五藤弥太夫・小牧市朗兵衛<sup>(35)</sup>とある。この史料を通して城山の維持管理を見ていきたい。

- ①本壇(主郭Ⅰ)・本壇の北壇(曲輪Ⅲか)・城の淵上・大竹藪・西御堀端・生姜畠中程より下・生姜畠外・宮林原・御花畠壇西藪(宝暦13年に花畠に改称)・丸山の上原 東の藪・東御堀 端之奥・長峙(寢室か)

上記の12カ所については、伐る必要がある場合または根元まで枯れている竹を伐採する場合は、我等(大谷紋太夫・五藤浦右衛門・五藤弥太夫・小牧市朗兵衛)に申し上げ、聞き取りを行った上で伐採するように指示している。但し(城山や外郭を守る)外垣の竹は伐らないようにと指示している。

- ②本壇の西原・本壇の東原壇(曲輪Ⅴ)・新御倉(現・藤尾神社)・本壇南段(曲輪Ⅳ)・生姜畠の原・近藤清作屋敷・杉本太六屋敷

古い竹・枯れている竹を速やかに見つけ伐るように、他に伐る必要がある場合は(おそらく「我等」と)見聞を行った上で伐採すること。そして外郭を守る竹は伐らないようにと定めている。

- ③御小者の幸八家西の竹藪

以前より整然としていたが、近年は「荒場」となっているのできれいにするようにと定めている。

- ④藤尾武平次<sup>(36)</sup>、西丸十兵衛屋敷東の藪

これらの屋敷にある竹藪は土居屋敷(城山も含む)や郭中を守る上で重要であるから、猥りに伐ってはならないと定めている。

- ⑤野村小右衛門屋敷東の藪・西惣曲輪屋敷の藪

これらの屋敷にある藪は、西惣曲輪(土居西側)の西にあるので猥りに伐ってはいけない。伐る必要がある場合は、「我等」へ願出て詮議を行い見聞を行った上で伐採するように定めている。

そしてこれらの区域の竹を伐採する際には、各々1人付き添いの下伐採をするようにとした。「心得書」は宝暦13年(1763)に追加された。理由として「毎年筆(笹)生立候」と荒れていたからである。

- ①本段(壇)・本段の小壇(曲輪Ⅱか)・城淵上・大竹藪(郭中北側の土塁)・西御堀端・生姜畠原の中程より下・生姜畠・丸山の上原・東の藪・東御堀端の奥・本段の南原・本段の東壇・新御舎後、宮徳分の西原・本段の南段・生姜畠の原中程より上・近藤清作、杉本太六の屋敷の間にある藪

これら16カ所は垣として使用する以外は伐ってもかまわない。但し余計に伐りすぎないようにと指示している。

②生姜畠北・御花畠西の藪・長塙・東御堀端東の藪・西藪

これら5カ所は今まで通り（必要とあらば）竹を伐ってよい。

③西（惣）御曲輪屋敷の後ろにある藪

竹藪は今まで通り生け垣となっているので一本も伐ってはならない。但し新たに生えてきたを切り取る場合は各段（宝暦10年の「心得書」）にのっとり切り取るように。

④藤尾武平次、西内十兵衛東にある藪

これまで通り伐ってはいけないと定めている。

このように土居や郭中にあった竹木、特に竹に関しての管理規定が明確化していた事が窺われる。郭中の防御上要素にある屋敷の竹藪も、生け垣（塙代わり）として利用していたことが考えられる。城山にある竹藪は枯れた竹はできるだけ伐採するように定めている。また東の藪は安芸川の河川敷に当たり城山東側と接する（図5）。

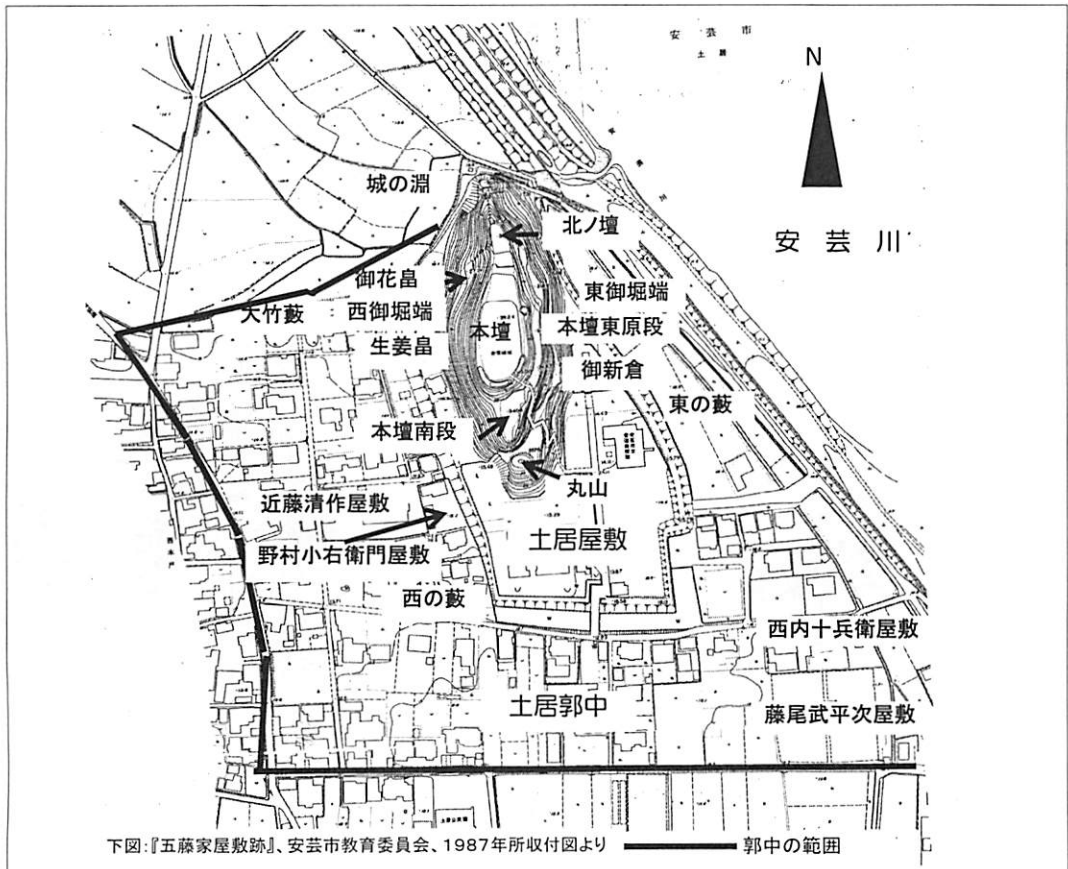


図5 「心得書」に記載された地名・屋敷名

竹林と城館との関わりに関して多くの先行研究がある。安芸土居の場合どのように竹林が関



わったか興味深いところである。

## (2) 絵図に描かれた櫓門について

第 1 章で紹介したように安芸土居には 2 つの代表的な絵図が残されている。江戸前期に作成された『安喜土居構之図』(以下、絵図 A) と文化 4 年 (1807) に作成された『安喜土居内外細図』(以下、絵図 B) である。『安喜土居構之図』は詳しい作成時期は不明だが、五藤家に伝わる『佐川土居絵図』(寛文 12 年・1672)・『宿毛絵図』(延宝 7 年・1679～天和 3 年・1683) 寛文年間に作成された『窪川絵図』や『本山土居構之絵図』があることから、これらの絵図と同時期に作成されたと考えられる。

絵図 A では大手口に櫓門が描かれている。天和 3 年の修補の際、藩や幕府に提出された絵図にも櫓門が表記されている。ところが絵図 B には櫓門が表記されておらず、当初は絵図 B が作成される間に撤去されたと筆者は考えていた<sup>(37)</sup>。ところが安芸の画家で、江戸末期から明治初頭にかけて活躍していた岡南岡が描いた『安喜村屏風』(個人蔵)でははっきりと土居に櫓門が描かれている<sup>(38)</sup>。この絵画は幕末から明治初頭の安芸の様子が描かれていると推測されるが、これが事実なら土居が明治維新により取り壊されるまで櫓門が残っていたことになる。五藤家文書では、「土居櫓門修繕」なる史料が残っている<sup>(39)</sup>。この史料は虫食いが激しく作成された時期も不明であるため詳しく見ることができない。しかしこの史料があると言うことは、櫓門が長い時期に修繕が繰り返されていたことになる(図 6)。

土居は幾度となく修復されている。おそらく『安喜土居内外細図』が作成された時期櫓門は修補の段階で仮設として平門が建てられたと考えられる。一方で櫓門は他の櫓と同様軍事性が高い建物である。あえて絵図には櫓門を表記していなかったかもしれない。

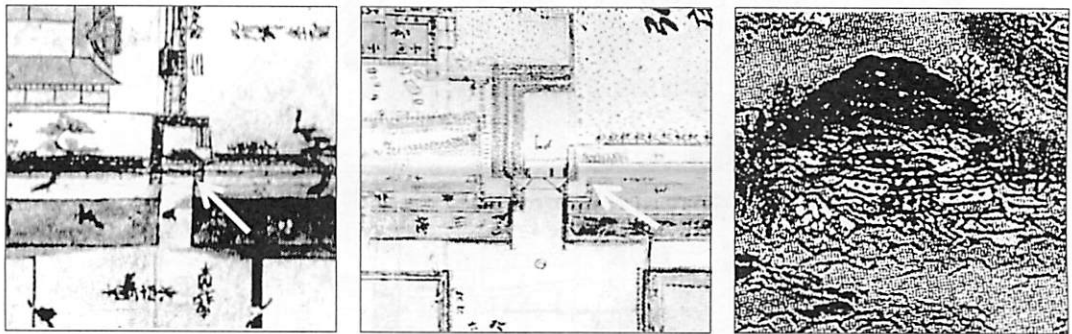


図 6 『安喜土居構之図』(左)・『安喜土居内外細図』(中央)・岡南岡作『安喜村屏風』(右)に描かれた櫓門

## (3) 築山にされた? 曲輪「丸山」

第 1 章で縄張り構造のところで、紹介したように城山南側に逆三角形をした小さい曲輪がある。後に「丸山」と呼ばれる箇所である。『安喜土居構絵図』では表記された花井ものの、曲輪があったことが窺われる。後に作成された『安喜土居内外細図』には「丸山」と表記されていた。では「丸

山」は近世全般どのような姿をしていたのだろうか。幕末から明治初頭に作成された『安喜旧土居内図』<sup>(40)</sup>には、「丸山 芝」と書かれており周辺は木がなく芝生だったことが推測される。ではいつ頃できたのか。享和元年（1801）に作成された『安喜土居細図』によれば「寛政十年再興」とある。つまりは元和の一国一城令以降放置されていたが寛政10年（1798）に丸山として再興したと解釈できる。

では何故「丸山」が再興できたのか。安芸土居は藩主が巡検を行う際宿泊施設としても利用されていた。宿泊場所となった部屋として、「心得書」に記載された「長塙」と考えられ「丸山」の麓付近にあった。おそらく一つの曲輪が築山として再利用されたのではないだろうか。

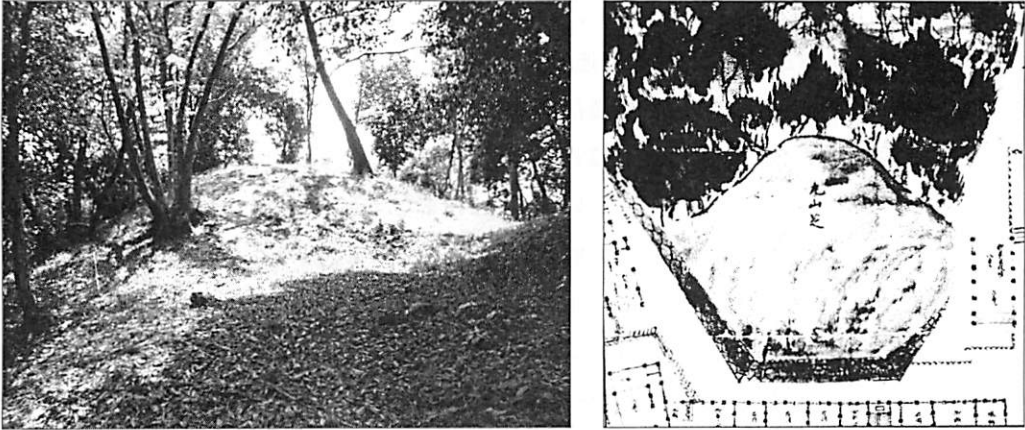


図7 「丸山」の現況（左）と『安喜旧土居内図』記載の「丸山」（右）

### 3、考 察

以上のように、近世期安芸土居がどのように修補され維持管理がされてきたか見てきたが、次に気づいた点から考察していくことにする。

#### (1) アーカイブとしての五藤家文書

【史料1】では案書が残されていた。修補関連以外にも『五藤家文書』は2万点もあり膨大に残っている。本稿で紹介した史料の裏や包紙には端裏書として題目が記入されており、番号が振ってある。例えば天和3年（1683）の修補の際には、その年の修補関連の文書には○（マルカ）八ノ七と番号が振られている。ただし元禄16年（1703）の修補の場合番号は振られてはいなかった。一方で麻田十郎右衛門が最初に記した「土居屋敷破損修補公儀ニ不及」には、天和3年の修補以外にも宝永4年（1774）に起きた大地震で安芸も含め土佐国内の土居が損壊しても幕府に届けなかったと記録しており、さらにこの史料が安政3年（1856）まで付け加えられた（第3章（1）参照）。天和の修補の際、幕府へ提出されるはずであった絵図は2部あり1部が控えとしてストックされてあっ

た。また「心得書」も宝暦10年からさらに宝暦13年に付け加えられている(第4章(2)参照)。

こうした動きは、五藤家が史料全体をアーカイブ(記録保存)化しようとした動きが見られる。何か事案が発生すると先例ではこのように対処してきたと、当事者が参考にすることができる。つまり修補に関して幕府に届け出ない代わりに先例ではこのような手順で修補を行われたというように、マニュアル化を行ったのではないだろうか。五藤家文書の性格を知る一つの材料となると言えるだろう。

## (2) 修補をめぐる藩の対応

今回天和と元禄に行われた修補を見てきた。幕府への届出はしない方針の下修補は行われた。その実態を窺わせる事例として、修補に関連する史料に藩主宛がないことが注目される。【史料1】では案文であるが、当時藩主である山内豊昌(5代)の字が消されている。正式な書面においては直接藩主には届け出ず、中老格の家老に修補の許諾を申請をした。さらに必要となれば絵図等を提出した。そして最終的には、藩主が一番近い近習御用役または藩主の親戚(天和期の修補では朝比奈元孝、元禄期では深尾家)が最終的に判断を下して修補が実施されたと考えられる。ではこの仕組みができあがったのはいつ頃か。天和3年の修補の際幕府へ届出をしようか五藤家が藩に伺っている。さらにその際に作成された絵図を見ると以下のようなことがわかる。通例では居城の修補の際に幕府へ提出される絵図は、城郭全体が描かれておりその中に修復したい箇所が記入されている。本稿第1章で先行研究として紹介した伊達領の要害制度下での修補では支城として「公認」はされていたので、幕府へ提出された絵図には要害全体が表記されていた。しかし、安芸土居の場合絵図は土居全体を表記されておらず石垣が崩れ修補したい箇所を焦点にあてて書かれている。絵図は幕府へ提出される事が前提だったとしても、支城の場合提出する絵図の「規定」が曖昧だったことが考えられる。また安芸土居の修補に関する初見史料が天和期の修補であることから、天和3年の段階ではまだ土居の修補の手続きの仕方が藩内で定まっていなかったと考えられる。したがって、天和期の修補直後に麻田十郎右衛門が最初に記した「土居屋敷破損修補公儀=不及」が作成されて以降、修補に関する手続きの仕組みが藩内で確立したと言えるだろう。

もう一つ時期が違えど修補に必要な木材が藩所有の山林からではなく、五藤家所有の扣山から切り出された。これは、藩所有の山林から切り出してしまえば、土居が「支城」として幕府に認知されてしまうと藩が考えたのかも知れない<sup>(41)</sup>。これは修補の際に五藤家から藩へ許諾を申請した際の流れにも繋がるが、土居の表向きはあくまでも「屋敷」であるからその修補は屋敷を所有する土居付家老、安芸の場合は五藤家がこれを受け持つと解釈することができる。実際に修補には土居があった土居村の住民が動員されたことから考えられる。

一方で資金援助は行方が資材は五藤家が受け持つという事になる。資金援助を受けた事例は元禄の修補で見られた。五藤家は近世にわたって何度か安芸郡奉行を拝命している。その中で、元禄の修補が始まる元禄13年(1700)に郡奉行を拝命している<sup>(42)</sup>。そこで経済的な事情も含め郡奉行と

して援助を求めやすくなったと考えられる。こういった修補を通しての一連の流れは、土佐藩政史からの視点からも重要な鍵の一つになるのよいではないか。

### （3）「心得書」から見る、竹木を利用した土居の維持管理

本稿では、修補を通してどのように維持管理されてきたか「心得書」を通して検討してきた。検討を通して竹木特に竹に関しての管理規定が詳細に決められていることが窺われる。中世以来竹は城館によく利用されてきた<sup>(43)</sup>。その役割は大きく2つに分けられる。一つは防御であり、館の周りにも竹や笹を植えることで中の様子が見えにくくする役目を果たしていた。またいざとなれば弓矢などの武器を生産することにも利用されていた。もう一つは治水効果である。特に竹は生命力が非常に強く成長も早い。その分地中にある水分を多く取り入っている。竹を切岸や斜面に植えることで、土砂崩れを防ぐことができる。またその生命力の強さから竹は城館において儀礼的な側面を持っており、城を破却される際竹木を伐採することで城としての「生命」を断ち切らせようとしていた<sup>(44)</sup>。

では、安芸土居の場合はどうであろうか。「心得書」からみると、土居の城山やま土居郭中の北側を防御する土居に生えていた竹藪に関しては、五藤家の陪臣が聞き取りや詮議を行い伐採することとしている。また郭中の中にあつた武家屋敷も郭中や土居を守る上で重要な箇所位置する場合はも厳密に伐採が制限されていた。これは、塀など物理的に見えるものの代わりに竹木を植えることで代用させたと考えられる。一方で土居は支城として公認はされてはいなかった。そこで塀の代わりに竹木を使うことで軍事性をうすめさせるねらいがあつたのではないか。さらに「心得書」に記載された対象となつた場所は、東の藪（安芸川の河川敷）にも及んでいた。竹は防水効果が高い植物である。そのため河川敷に竹を植えることで土居や郭中への防御に加え、堤防の代わりとして利用されていたことが推測される。

もう一つ竹木を城館として儀礼的な側面としてはどうだろうか。小曲輪だつた主郭南側の「丸山」は「心得書」では伐採する際規制の対象となつている。しかし寛政10年（1798）以降になると伐採され芝山となつていた。筆者はその成立過程に於いて、築山として利用されたと考えた。城山の中で一番目立ちそうな場所の竹木を伐採することで、城山は「古城」であるとアピールをはかったのかも知れない。

「心得書」により竹木の管理規定が定まつた影響からか、「心得書」作成後に描かれた「安喜土居構内外細図」にある城山や郭中には、どこにどのような植生があるか漢字で「竹」や「木」で記号化され表記されてある。

### （4）現況（縄張り）までに至つた過程

そして最後にこのように、修補と維持管理を重ねてきて現況にいたるまでにどのように変わったか検討を行いたい。山上部分の中世以来安芸城との遺構が残したまま近世に至つたと思われる。「五

藤家屋敷跡」では発掘調査の成果として、文献史料に出てくる本稿も含め修補を行った形跡が調査では見られなかったと指摘している。

一方で紹介した17世紀末～18世紀初頭に作成された『安喜土居構之図』では、主郭には石垣がつけられており北二壇目と同三壇目が明瞭に区分していたことが窺われる。つまりは、元和元年の一国一城令で廃城になっても石垣（あるいは石積み）が残っていたと考えられる。しかし後に作成された文化4年（1807）に作成された『安喜土居内外細図』には、山上部に残っていたはずの石垣が表記されていない。現況からでも確認ができ、従来石垣のあった主郭と曲輪Ⅱは現在高さ数十cmほどの段が見える程度である。天和3年の修補では大手口の石垣以外にも「古城山四五ヶ所之処崩レ候」とある。場所は特定できないが、おそらく山上部の石垣が洪水の際に崩れたと考えられ、修補を行う過程で大手口の石垣が崩壊直後に積み直さず、崩れた箇所を板で押さえるなど応急措置をとったように山上部の石垣はそのまま積み直さなかったと推測できる。これは、本章（2）で検討したように、天和期の段階では幕府に届けるか否かは定まっておらず、そのまま全て積み直してしまうと不都合が生じたのであろう。後に幕府に届け出ないという方針が固まって以降は、大手口の石垣は積み直された。実際に土居大手虎口の石垣の積み方は、土居が構築された当初のような積み方ではない。一方で山上部は積み直されず現在まで至ったと考えられる。つまり土居はあくまでも屋敷であるから、城山は「現役」の城郭ではなく廃城となった「古城」であるとアピールしたかったからだと考えられる。しかし表向きはそうであっても、実際は「支城」としての位置付けである。城山部分の切岸の崩壊を防ぐため竹林を植え、その管理規定を「心得書」を通して定めたと繋がっていくのであろう。

## おわりに

以上のように、他の藩の支城とは異なり幕府から「公認」されていなかった土佐藩の場合安芸土居がどのように修補されてきたか検討してきた。そしてその過程で現況に至るまでどのように変わっていったのか検証してきた。

幕府から公認されていないということは表向きは家老の屋敷であると藩は考えた。これまでの動きの中から、藩主の関与をなるべく避け、修補に必要な木材は藩所有の山林からではなく家臣所有の山林から使用された事からも推測できるであろう。こういった修補に関する手続きの仕方は天和3年に行われた修補以降確定された。それをマニュアル化するために、「土居屋敷破損修補公儀ニ不及」などの史料が作成され保存されたと考えられる。一方で表向きは屋敷であっても、元禄の修補では、「御國東筋一カ所之土居」あるいは「要害」と史料で出てくるように実質的な「支城」である事は間違いない。そこで維持管理を行うのにあたり堀や切岸・土居の要衝等に竹林を植えるなど行い、堀の代用や切岸の土砂崩れの防止に利用されたと考えられる。そこで「心得書」なる史料が作成され土居の竹林に関する管理規定が定まったものと思われる。

このように安芸土居の修補は、土佐藩と五藤家の関わりの中で徐々にシステマティックに動いた事がわかった。一方で、天保元年（1829）に修補を行った際幕府へ絵図を提出したとある。その後どうなったか興味が深いがおそらく、天和期の修補の際と同様に幕府へは届けは必要なかったかようである。このような動きは城郭史のみならず、土佐藩政史を知る上で重要な鍵になるのである。そこで他の土居ではどのような修補が行われたか検討を要する。

## 【付記】

本稿の元となったのは、2011年4月に北部九州中近世城郭研究会刊行の『中近世城郭』第40号に筆者（福永）が安芸城の記事を投稿したことに始まる。本稿の作成にあたり2011年5月に五藤家文書の調査を行った。その際史料の閲覧と撮影を許諾していただいた、安芸市立歴史民俗資料館学芸員の門田由紀氏をはじめ当資料館の職員の皆様には深く御礼申し上げます。そして私事で恐縮ではあるが、この年11月に亡くなった祖母にも拙稿ではあるが本稿を捧げたい。

## 註

- (1) 白峰旬「武家諸法度発布以降の支城修補」『日本近世城郭史の研究』、校倉書房、1998年・藤井諒治「江戸時代の官僚制」、青木書房、1999年・太田秀春「幕藩体制下における支城の修補と管理」『城郭史研究』第25号、日本城郭史学会刊行、2005年など
- (2) 『五藤家文書目録』、安芸市教育委員会、1983年
- (3) 『高知県中世城館 分布調査報告書』、高知県教育委員会、1984年
- (4) 「史料・讃岐・伊予・土佐・阿波探索書」(一)～(四)『海南史学』21号～24号、高知海南史学会、1983年～1986年。史料掲載は21号から23号で24号は城図及び解題である。幕府の巡見使は安芸も通過したが、安芸土居に関する記載はなかった。
- (5) 松岡司、矢木伸欣、小林和香「土佐藩土居と土居付家老」『山内一族』別館歴史読本、新人物往来社、2005年
- (6) 『土佐国地方史料』（近世村落自治史料集 第2輯）、日本学術振興会、1956年
- (7) 後に天正10年（1582）に中富川の戦い（阿波）で三好方につき長宗我部方に討たれ戦死したと言われている。
- (8) 『日本城郭大系』第13巻、新人物往来社、1980年・「土居村史稿」「安芸郷土史」「安芸市史」資料編、安芸市教育委員会、1981年・「安芸市史」歴史編、安芸市教育委員会、1980年
- (9) 『五藤家屋敷跡』、安芸市教育委員会、1987年
- (10) 宮本雅之・吉田伸之編『図説 日本都市史』、東京大学出版、1991年。ほかにも、小林健太郎「安芸氏の城下町・安芸新町」『戦国期城下町の研究』、大明堂、1985年・伊藤裕久、渡辺洋子「安芸土居廊中の形態と土居附屋敷の屋敷構成に関する復元的考察」『日本建築学会計画系論文報告集』第47号、日本建築学会、1990年・岡田悟「土佐藩における藩主休泊施設としての安芸土居について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』、1990年がある。

- (11) 安芸以外にも窪川や佐川でも大手前方に馬出し状の広場が見られる (「佐川土居絵図」・「窪川土居絵図」2 点とも安芸市立歴史民俗資料館収蔵)。
- (12) 「土居門東脇石垣崩其分難指置」案文 (五藤-2302)。なお本項掲載史料に出てくる人物の職制については、森口幸司編『土佐藩御役人帳』新土佐史料二 第一巻・第二巻、高知市民図書館、1989年、1998年に基づく
- (13) 「安喜洪水土居石垣破損其儘差置」(五藤-2304)
- (14) 「絵図・絵図差出書 土居石垣」(五藤-2303-1)
- (15) 「安喜土居破損箇所絵図」(五藤-2303-2)
- (16) 「石垣取繕無用ニ候崩成ニ差置」(五藤-2305)
- (17) 「使を以申遣覚 安喜石垣崩応急措置付」(五藤-2306)
- (18) 「御園土居屋敷破損修補公儀ニ不及 一件」(五藤-2308)
- (19) 「安喜土居修覆願」(五藤-2313)
- (20) 「添手紙 修覆被下に付山内藏人添手紙」(五藤-2315)
- (21) 註20史料
- (22) 「覚 安喜土居修覆願銀被下置紙面」(五藤-2316)
- (23) 「土居修覆銀拝領礼状等」(五藤-2317)
- (24) 深尾家は近江国(滋賀県)深尾村出身。山内家とは掛川以前からの主従関係で、山内一豊弟康豊(中村山内家、中村土居付家老)の三男を深尾重良の養子とした(深尾重昌、初代佐川土居付家老)。
- (25) 「修覆銀受取様之口上書」(五藤-2318-1)・「修覆銀受取様之口上書 返書」(五藤-2318-2)
- (26) 「口上覚修覆銀請取存寄」(五藤-2319)
- (27) 「修覆銀受取のこと 一度に受取等二付」(五藤-2320-1)
- (28) 註27史料の返書。関連文書表では「No.17返書」(五藤-2320-2)
- (29) 「修覆銀受取のこと 一度に受取可仕旨」(五藤-2322-1、案文)。なお火事が起きた日時は不明だが、11月21日から12月1日までの間に起きたと考えられる。
- (30) 註29史料の返書、修補関連文書表では「No.19 返書」(五藤-2322-2)
- (31) 「修覆銀頂戴礼状」(五藤-2321-1)
- (32) 「指出 土居修復用木材差明」(五藤-2362)
- (33) 「公儀江上ル土居絵図下書 包紙」(五藤-4227)
- (34) 五藤-2327
- (35) 宝暦10年(1760)の「五藤外記分限覚控」(五藤-3725)によると、五藤弥太夫は30石・小牧市郎兵衛は30石となっている。
- (36) 註35史料によると、藤尾武平次は30石。
- (37) 拙稿「土佐国安芸郡安芸城について」『中近世城郭』第40号、北部九州中近世城郭研究会、2011年
- (38) 『絵図の世界』、安芸市立歴史民俗資料館、1998年。岡南岡は安芸の人で名は栄蔵。
- (39) 五藤-2407。欠損多く判読不明。

- (40) 五藤-4221。サイズ：1985mm×2165mm
- (41) 笠谷和比古氏は支城について、有事になると軍事基地として機能を果たす。そこで支城周辺の山林・竹木は武器や陣所の構築の材料を供給する。そして、それを守るのが支城主となった家臣であり、動くのが家臣が構成した「備」と陣夫として動く農民であったと指摘されている（笠谷和比古『主君「押込」の構造』、平凡社、1986年）。今回の事例は、平時の際の山林利用や「備」の動向について、窺い知る事の事例の一つになると言えるだろう。つまり、有事の際陣地の構築に利用される筈の山林が修補の際に利用される。そして、材木の伐り出しに動員されたのが付近の農民である。そこでその農民を指揮したのが五藤家の陪臣つまりは「備」が動いたのではないだろうか。
- (42) 『高知県の地名』、平凡社、1986年
- (43) 竹井秀文「城と竹林」『城郭史研究』22号、日本城郭史学会、2002年・佐脇敬一郎「戦国期の水害と城普請」『戦国史研究』46号、戦国史研究会、2003年
- (44) 中澤克明「城を焼く－自焼没落とその後－」藤木久志・伊藤正義編『城破りの考古学』、吉川弘文館、2001年